

山柔協第23—373号  
令和5(2023)年5月22日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 正司直樹  
(会長印を省略しています)

令和5年度山口県柔道体重別選手権大会について(御案内)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記大会を添付の要項のとおり開催しますので、周知方よろしく申し上げます。(申込期限は 6月5日(月)です。)

令和5年度山口県柔道体重別選手権大会実施要項

- 1 日 時 令和5年7月2日(日) 9時30分 開会式
- 2 会 場 **周南公立大学第二記念館柔道場**  
〒745-0801 周南市孝田町64-2  
TEL0834-28-9379
- 3 日 程 ○7月2日(日) 役員選手受付 8時30分～ 9時00分  
審判監督会議 9時00分～ 9時20分  
開会式 9時30分  
試合開始 開会式終了後  
閉会式
- 計量(公式計量及び非公式計量) : 7月1日(土) 17時00分～18時00分)  
場所:周南公立大学柔道場  
※上記時刻による計量ができない場合は、申込時に理由を記載して申請のこと。  
※1 対象は無差別級以外の選手(無差別級の選手は計量しない。)  
※2 上記時刻による計量ができない場合は、申込時に理由を記載して申請のこと。
- 4 主 催 一般社団法人山口県柔道協会
- 5 主 管 周南市柔道協会
- 6 参加資格 (1) 2023年度(一社)山口県柔道協会を通じた全日本柔道連盟登録者であること。  
(ただし、ふるさと制度を活用し参加することも可とするが、参加希望者については、申し込み前に事務局に照会すること。在住地等に応じた参加条件を、当協会が個別具体的に通知するので条件適合したことを証明して参加申し込みすること。)  
(2) 男子・女子ともに高校生以下の選手は出場できない。  
ただし、女子の部の57kg以下と無差別級については、強化委員会が推薦する選手は高校生以下であっても出場することができる。
- 7 体重区分 (1) 男子(4階級)  
① 60kg級 ② 73kg級 ③ 90kg級 ④ 無差別級  
(2) 女子(4階級)  
① 52kg級 ② 57kg級 ③ 63kg級 ④ 無差別級
- 8 試合方法 (1) 各階級トーナメント方法とするが参加人数によりリーグ戦になることもある。  
(2) 最新の国際柔道連盟試合審判規程及び大会申し合わせにより行い、試合時間は、4分間とする。(ゴールデンスコア方式を適用)
- 9 表 彰 各階級1位、2位、3位を表彰する。

10 参加料 一人 2,000円

参加料は、大会当日、受付時に納入すること。

11 参加申込 別紙申込書により下記まで申し込むこと。(電子メールで申し込んでください。)

(1) 申込期限 令和5年6月5日(月)

(2) 申込先 〒753-0871 山口市朝田581-2  
一般社団法人山口県柔道協会事務局宛  
TEL・FAX 083-924-9510  
E-mail [yjk@c-able.ne.jp](mailto:yjk@c-able.ne.jp)

(3) 6月10日(土)までに受付した旨の電子メールで返信するので、当該メールが届かない場合は、6月15日(木)までに申込先にその旨連絡すること。

12 国体選手選考について

国体選手については、当協会が強化委員会を中心として選考する。

本大会関係では、「成年男子」は、先鋒・次鋒・副将・大将が内定している。中堅について、本大会の成績を参考に選考する。

「女子」は、成年区分の大将が内定している。次鋒について、本大会の成績を参考に選考する。

※参考 国体選手区分 (国体柔道競技：10/14~10/16 鹿児島県鹿児島市 西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)) (ブロック大会 (成年男子：女子)：8/20 宇部市武道館)

種別	先鋒	次鋒	中堅	副将	大将
成年男子	60kg以下	60kgを超えて 73kg以下	73kgを超えて 90kg以下	90kg超	無差別
少年男子	60kg以下	60kgを超えて 73kg以下	73kgを超えて 90kg以下	90kgを超えて 100kg以下	無差別
女子	52kg以下の <u>少年</u>	57kg以下の <u>成年</u>	52kgを超えて63kg 以下の <u>少年</u>	63kgを超えて78kg 以下の <u>少年</u>	無差別の成年

※女子の次鋒、大将はいずれかを少年種別年齢域の者とする可

13 その他

(1) 組合せは強化委員会を実施する。

(2) 全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣(上衣、下穿、帯)を使用すること。

(3) 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること。

(4) 大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、別途保険に必ず加入して参加すること。

(5) 選手、指導者は下記の事項を遵守すること。

(脳震盪について)

① 大会1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け出場の許可を得ること。

② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。

(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精密検査を受けること)

- ③ 練習開始に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- ④ 当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し、書面で事故報告書を提出すること。

(皮膚真菌症(トングランス感染症)について)

皮膚真菌症(トングランス感染症)については、発症の有無を各所属の責任者において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会の出場ができない場合もある。